

テンプス

2010年（平成22年）41号



も く じ

- 国宝孝恩寺観音堂と重要文化財の仏像群
- 孝恩寺境内の石造物
- 孝恩寺の仏像 - 難陀・跋難陀龍王立像 -
- 願泉寺の鐘楼の調査
- 願泉寺本堂北側の調査
- 古文書をひも解く
- 古文書講座
- 貝塚市の風景～西葛城地域周辺～

※上の写真は孝恩寺（貝塚市木積、浄土宗寺院）にある収蔵庫です。

国宝孝恩寺観音堂と重要文化財の仏像群

貝塚市木積（こつみ）にある孝恩寺観音堂は、別名「釘無堂」（くぎなしどう）として知られる鎌倉時代後期に再建された建造物です。大阪府下で最古の部類の木造建築物として、1903（明治36）年4月15日付で国宝として指定を受けています。5間（けん＝約9m）四方の四柱造（しちゅうづくり）で、屋根瓦は行基葺（ぎょうきぶき）とし、堂の周囲には濡れ縁（ぬれえん）がめぐっています。全体的には伝統的な和様を基調とした建築様式ですが、随所に禅宗様（ぜんしゅうよう、鎌倉時代に輸入された中国北宋の建築様式）という技法が取り入れられています。



この観音堂は、もとは奈良時代の僧行基（ぎょうき）によって建立された観音寺という寺院の観音堂で、現在は孝恩寺の本堂となっています。観音寺は、七堂伽藍（がらん）をそなえた大きな寺院で、一説では木積の集落一帯が寺域であったのではないかとされています。境内に配置されている飛石の中には礎石を転用したものがあり、直径30cmの柱の痕跡が残るものもあることから、多数の建物が存在していたことが想像されます。

観音堂には、平安時代の制作で地方色豊かな19軀（く）の仏像が安置されており、うち18軀が重要文化財に指定されています。現在これらの仏像群は、同じく平安時代に制作された重要文化財板絵天部像1枚とともに境内にある専用の収蔵庫（表紙参照）で保存されています。テンプスでは、本号より不定期ではありますが、これら重要文化財の仏像群について紹介していきます。



柱の痕跡のある飛石

孝恩寺境内の石造物

孝恩寺境内には、数多くの石造物が残されています。写真にある3基の供養塔は、現在境内にあるなかでは古いもので、中央の五輪塔（ごりんとう）は、高さは110cm、1348（貞和4）年の銘があり、大阪府指定文化財に指定されています。左側の宝篋印塔（ほうきょういんとう）は、高さ141cmで1576（天正4）年の銘があり、二重宝篋印塔と呼ばれる特殊なものです。右側の板碑は、高さ112cmで1577（天正5）年の銘があり、市内では最古のものです。3基とも、1585（天正13）年の豊臣秀吉の紀州攻め以前のもですが、石造のため兵火の影響を受けずに境内に残された貴重なものです。



宝篋印塔

五輪塔

板碑

孝恩寺の仏像 - 難陀・跋難陀龍王立像 -

孝恩寺の仏像群のなかには、難陀龍王立像（なんだりゅうおうりゅうぞう）と跋難陀龍王立像（ばなんだりゅうおうりゅうぞう）という2軀の龍王像があります。難陀・跋難陀龍王は、それぞれ水をつかさどる神である八大龍王の一柱で、とくにこの2柱は兄弟龍王とされ、八大龍王のなかの代表格でもあります。これら八大龍王の彫像は作例が少なく、とくに跋難陀龍王像は孝恩寺のものが彫像としては全国唯一のものです。

【重要文化財】木造 難陀龍王立像

時代 平安時代前期

像高 164.5cm

指定年月日 1913（大正2）年4月14日

頭髪を束ねた髻（もとどり）を覆うように冠をかぶり、裳（も）と広袖の衣の上からがい襦衣（がいとうい）とよばれる衣服をまとっています。

頭頂より足元まで両袖口を含めてカヤの一材で彫り出した像で、表面には黄土彩を施しています。

大きな冠や目鼻立ちの大きな顔つきは古い様式で、制作は9世紀前半頃と思われます。髻に髪毛の表現がないこと、体部の側面や背面に荒いのみ痕を残していること、腹前の結び紐が未完成であることなどから、像全体として未完成段階のものと考えられています。作風は粗いが豪快な印象をもつ像です。



【重要文化財】木造 跋難陀龍王立像

時代 平安時代前期

像高 173.4cm

指定年月日 1913（大正2）年4月14日

髻を結って冠をかぶり、裳と広袖の衣の上からがい襦衣をまとっています。

頭頂より足元まで両袖口を含めてカヤの一材で彫り出した像で、白土（はくど、彩色の下地として塗られる顔料）の残存するところから当初は彩色像であったと思われます。

丈の高い大きな髻、幅の広い冠、大きく明確に刻み出された面部の各部分、ゆったりと構える堂々とした体つき、袖部や体前に鋭く的確に彫り出された衣文（えもん）など、9世紀に制作された一木造の像の特色が各部にあらわれており、難陀龍王立像とは対照的に丁寧な彫られた像です。



願泉寺の鐘楼と本堂北側の調査

平成22年3月8日から3月10日にかけて願泉寺鐘楼（しょうろう）の修復事業に伴い、基壇（きだん）について調査を行いました。

現在の鐘楼は、昭和20（1945）年の太平洋戦争の際に空襲で焼失した鐘楼に代わり、昭和23（1948）年に貝塚市森の青松寺（せいしょうじ）より移築したものです。

鐘楼基壇には、厚さ0.02～0.05mの焼土（橙色土）と炭が混入する土（にぶい黄橙色土）があり、この層を取り除き、調査を行いました。この層は、空襲により鐘楼が被災した際の焼土と炭と考えられ、瓦や炭化した部材の一部が出土しました。

焼土と炭が混入する土の下層には、空襲を受ける以前の叩き固めた面を確認しました。この表面は、はがれたり、ヒビが入っていました。

この面で、鐘楼の建築当時の古い礎石（そせき）の上面および礎石を据えるために掘った穴（掘形：ほりかた）、多量の瓦が埋められていた穴（土坑：どこう）を発見しました。

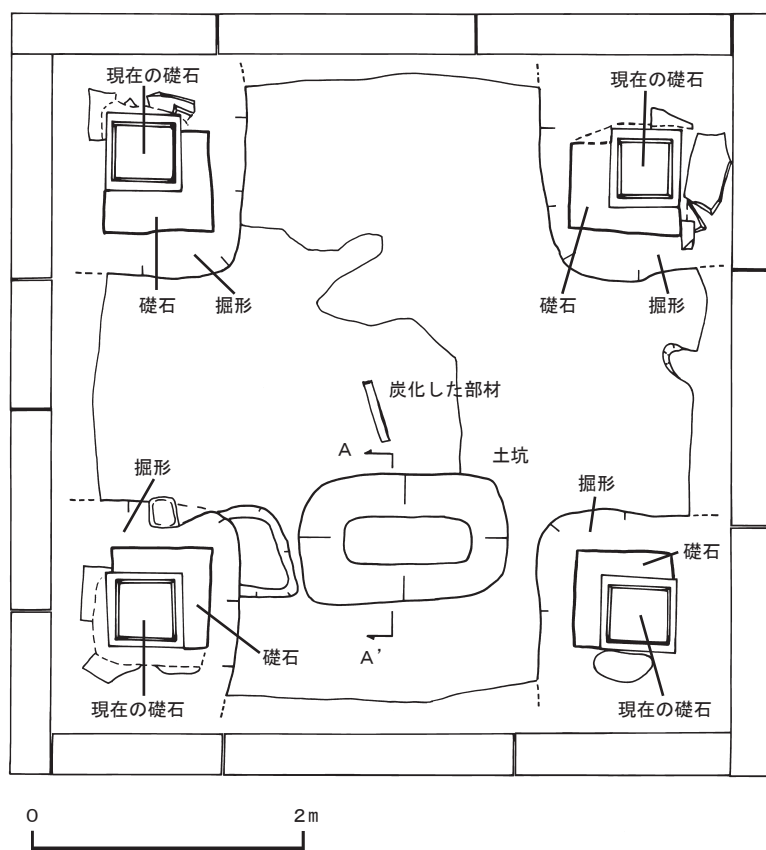
鐘楼を支える4基の古い礎石は、一辺0.7～0.8mであり、現在の礎石の根石（ねいし）として利用していました。これらの古い礎石は1石を除いて上面を削り取っていることがわかりました。現在の礎石を据えるのに高さを合わせるためであったと推測されます。

また、礎石に伴う隅丸方形の掘形を確認しました。掘形の大きさは一辺1m前後でした。掘形は検出のみであったため、遺物などは出土しませんでした。

基壇の南東側で、多量の瓦が埋められていた土坑を発見しました。この土坑の大きさは長軸1.6m、短軸0.9m、深さ0.8mを測り、土坑内からは多量の瓦の他、割石、陶磁器などが出土しました。



鐘楼基壇上面

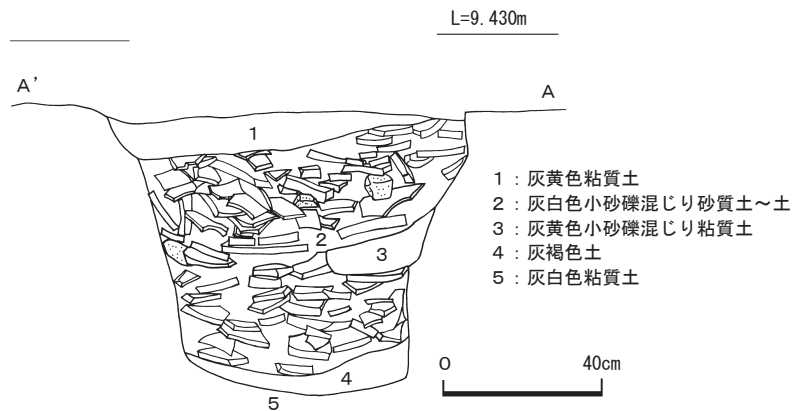


鐘楼基壇の平面図



鐘楼の礎石

出土した瓦のなかには、赤く焼けた瓦も混在していることや埋土に焼土や炭が混入していることから、これらの瓦は空襲時に焼失した鐘樓の屋根瓦だと考えられます。土坑に瓦などを埋めた後は、土坑上部を粘質土で埋め戻していました。



鐘樓で発見した土坑断面図



土坑断面状況



土坑完掘状況

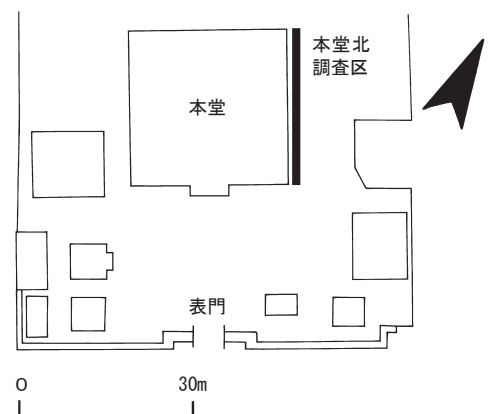
願泉寺本堂北側の調査

平成 22 年 3 月 26 日に願泉寺本堂の北側にある雨落溝（あまおちみぞ）の埋設管設置工事に先立って、調査を行いました。

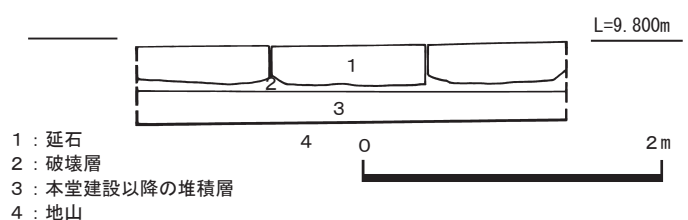
調査区の土層は大きく 3 層に大別でき、第 1 層が延石（のべいし）の据え付けや埋設管に伴う破壊層、第 2 層は願泉寺本堂建設以降の堆積層、第 3 層は地山（本堂建設以前の自然堆積層）です。

第 2 層からは遺物が出土していないため、堆積した時期は確認できませんでした。また、幅 0.05 m の杭跡の可能性のある小穴を確認しました。

調査区の断面調査の結果、願泉寺本堂北側の地形については、南東方向から北西方向へ地形がゆるやかに傾斜していることが確認できました。



願泉寺平面図



本堂北側の調査区断面略図

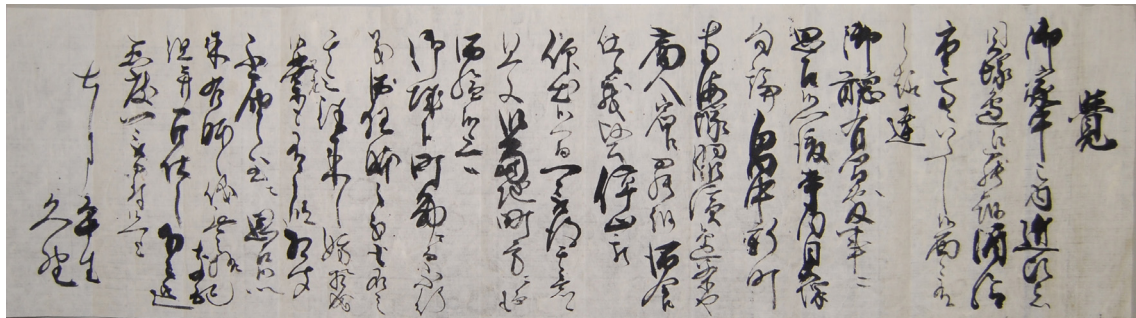
古文書をひも解く

◆江戸時代のおふれ

おふれとは為政者が出す法令のことで、江戸時代には全国をおさえる幕府と、個々の所領を治めた諸藩や寺社などが出しました。幕府から出されるものは老中が將軍の裁決を受けて、大目付・目付・寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行・京都所司代などに伝達され、その写しが全国に届けられ、一般民衆に触れ出されました。諸藩のうち、例えば岸和田藩では幕府からのものと藩独自のものを、郷会所という城内の村役人らの詰所を通じて村々に伝達されるしくみを持っていました。

内容は衣食住を含む習慣などの「儉約」を勧めるものや、凶悪な犯罪を犯し逃亡した者の人相書き、藩や奉行所の役人への対応など、さまざまなものがありました。村ではこうしたおふれを隣村から受け取り、また次の村へと伝達する順番が定められ、スムーズに全国津々浦々まで届けられるしくみがありました。届けられたおふれは帳面などに写し取る場合が多く、「触留」や「御用留」などと題して現代にのこされています。

今回は、そのうちから2つのおふれを紹介します。



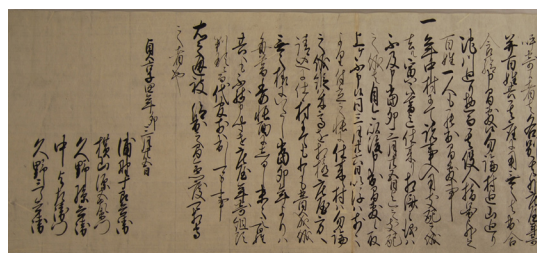
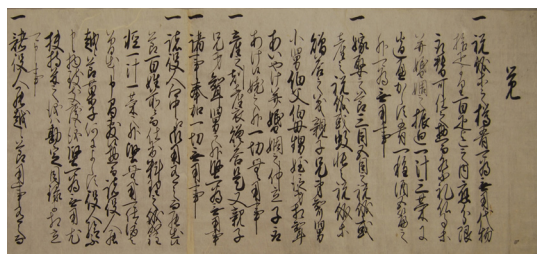
1つ目(写真上)の史料は、江戸時代のいつ頃のものかははっきりしませんが、ある年の7月に、岸和田藩の家老であった平生・久野の名前で出されたおふれです。内容は、藩士に対して、貝塚寺内や南海塚(みなみかいづか)(現在の貝塚市海塚)・脇浜辺りの茶屋や商人宿での飲食を禁止するものです。その理由として、城下町で酒を飲み酒乱となり、通行の妨げになるような事件も聞き及んでおり「不届」であること、岸和田藩の領外である貝塚寺内で同様な事件を引き起こすのは、岸和田藩の恥をさらすことになるとの考えがあったからでしょう。藩士の所属している組をはじめ武家奉公などに上がっている「召仕(めしつかい)之下々」まで必ず言い聞かせるようにと、記されています。藩士の一部は貝塚に近い新屋敷(現在の岸和田市南町辺り)にも暮らしており、岸和田城下だけでなく、貝塚寺内やその周辺にもよく酒を飲みに来ていたのでしょう。

このおふれは藩士ではなく、かつて庄屋をつとめた家にのこされています。江戸時代、貝塚寺内や隣接する村や新町は、茶屋・宿屋のある歓楽街であり、新町を管轄していた村の庄屋には、藩士が来ないように、来たら知らせるように言われていたのかも知れません。いつの世も、深酒にならないよという教訓でしょうか。

2つ目(写真7ページ上)の史料は、1687(貞享4)年3月25日に、藩の家老ら5人の連名で出された7か条からなるおふれです。内容は、民衆の無駄遣いを抑えようとするもので、第1条では、お祝いの時の樽肴(たるざかな)(酒樽と酒のさかな)の禁止。祝儀のお金は10疋(ひき)~100疋(銭なら100文~1貫文、金なら1分=1両の4分の1まで)まで。葬礼・仏事・婚礼で振る舞う料理は「一汁三菜(いちじゅうさんさい)」「おかずが3品・汁物が1品のこと)、酒の肴を1品、酒を5杯までと規程

しています。第2条では、婚礼やお産の際のお祝いの贈答は身近な親族と仲人・産婆以外は禁止にしています。第3条では、産衣（うぶぎぬ）贈答はさらに範囲が狭く親子・兄弟・甥（むこ）・舅（しゅうと）に限定しています。第4条では、「奉加（ほうが）」は主に寺社などへの寄付を差しますが、これを禁止しています。第5条では、藩の役人らが村々に公用で出向いてきた際、料理を出すなら軽く「一汁一菜」までで、それ以外の酒・菓子を出してはならないとしています。第6条では、藩の役人が用事で呼び出している者以外の同席を禁じています。第7条では、村入用（村ごとに掛かった水利・裁判その他もろもろの費用）について無駄遣いをせず、村人全員で確認した上、庄屋・年寄の判を押し代官へ提出するように指示しています。

おふれはこのように、生活の細かい事柄にも藩が注文をつけていますので、江戸時代は息苦しい時代ととらえる考えがあります。しかし、同じ法令が繰り返し出されているところを見ると、なかなか守られていないのではないかとと思われる点もあります。ぜいたくを禁止し、無駄遣いを減らそうとする取り組みは、現代に通じるものがあるのではないのでしょうか。



古文書講座

◆「岸和田藩の七人庄屋—苗字・帯刀と由緒—」

平成22年1月9日（土）から5回にわたり、「岸和田藩の七人庄屋—苗字・帯刀と由緒—」と題して古文書講座を開催しました。

江戸時代において、岸和田藩領内で最も有力な庄屋であった「七人庄屋」は、領内村々の支配の一部を担当し、岸和田城内の「郷会所」へ月に数回集まり、藩からのおふれを村々に伝達し、村々からの願書や訴状を藩に届け、村々の利害調整に奔走しました。こうした働きへの功勞として、藩から苗字・帯刀などの武士的特権が許されるようになりました。坂本竜馬の事例などから「武士身分はお金を出せば買える」ととらえる向きもありますが、岸和田藩の場合は武士になるのではなく、村役人の中で、より特別な扱いをしてもらうことが重要だったようです。そのため「武士は食わねど高楊枝（たかようじ）」のことわざにあるような、困窮していても武士の地位が大事というものではありません。



講座では、貝塚市畠中がかつて七人庄屋をつとめた要家の古文書を通して、藩への貢献や勤勉実直な姿勢・村人からの信頼・古くから続く由緒のある家柄などが考慮され、苗字・帯刀が許されるようになったという史実を導き出しました。

講座の参加者からは、「学校では学習しなかった時代の詳しい話がよくわかり大変良かった。岸和田藩の生活の様子の一部がわかり親しみがもてた」「武家社会が江戸の中期にはかなり経済的にも疲弊してきていて、百姓や町人の中で、有力な者を親派にするべく手を尽くしているのかなと思う」といった感想が寄せられています。

貝塚市の風景

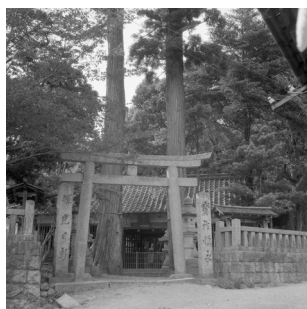
～西葛城地域周辺～

日ごろ目にする何気ないまちの風景も、いろいろな部分で日々変化しています。今回は西葛城地域を中心に紹介します。

西葛城地域には、田園風景など変わらない部分も数多くありますが、昔の写真と見比べてみると道路の整備など変化しているところがたくさんあります。

また、平成10年3月に下の写真にある蕎原小学校が廃校になり、その跡地は、平成12年に天然温泉や宿泊施設・木工室やスポーツ施設まで揃っている「そぶら★貝塚 ほの字の里」に生まれ変わりました。

平成16年4月には旧ダム予定地（馬場）に自然や農業にふれることのできる奥貝塚 彩の谷農業庭園「たわわ」が整備されました。



西葛城神社(昭和30年ごろ)



西葛城神社
(平成22年現在)



蕎原小学校(昭和30年ごろ)



ほの字の里(平成22年現在)



孝恩寺周辺(昭和29年)



孝恩寺周辺(平成22年現在)



旧ダム予定地(平成8年)



たわわ(平成22年現在)

広告募集中

50mm × 80mm (最終ページ) 1 枠

50mm × 175mm (2～7ページ) 6 枠

詳しくは社会教育課文化財担当までお問合せください。



かいつか文化財だよりテンプス 41号

平成22年5月31日発行

貝塚市教育委員会

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17-1

Tel (072) 433-7126 Fax (072) 433-7107

Email: shakaikyoiku@city.kaizuka.lg.jp

印刷: (株)帯谷印刷所

※テンプスとはラテン語で「時」を意味します。

年4回発行: 各1,000部

印刷単価: 48.09円